

第 6 回 柏市農業委員会総会議事録

1 令和 7 年 1 月 1 0 日 (金) 柏市農業委員会総会を柏市農業委員会会長 染谷 茂が招集した。

2 場所 市役所分室 3 第 4 会議室 午後 2 時 0 0 分

3 出席した委員は次のとおりである。

< 農業委員 >

1 番	岡 田 英 夫	2 番	染 谷 織 恵
3 番	平 川 徹	4 番	深 山 敬 子
5 番	坂 卷 洋 行	6 番	豊 田 佐智子
7 番	伊 藤 透	8 番	大 宮 茂 男
9 番	成 嶋 君 美	1 0 番	染 谷 茂
1 1 番	橋 本 英 介	1 2 番	谷 田 貝 和 代
1 3 番	村 越 等	1 4 番	山 崎 明 久
1 5 番	日 暮 悟	1 6 番	遠 藤 秀 生

1 6 名中 1 6 名出席

< 農地利用最適化推進委員 >

1 7 番	寺 島 和 彦	1 9 番	林 敏 夫
2 0 番	清 水 良 晃	2 1 番	鹿 倉 健 次
2 3 番	木 村 美智子	2 4 番	富 澤 智 彦
2 5 番	坂 卷 儀 治	2 6 番	砂 川 晴 彦
2 7 番	中 村 衛	2 8 番	嶋 田 等
2 9 番	江 口 武	3 0 番	鈴 木 幸 夫
3 1 番	大 塚 信 幸		

1 5 名中 1 3 名出席

4 欠席した委員は次のとおりである。

1 8 番	関 根 勝 敏	2 2 番	友 野 博 之
-------	---------	-------	---------

5 出席した事務局職員は次のとおりである。

局 長 石 原 祐 一 郎

統括リーダー 兼 岡 洋 和
主 事 長 塚 智 史

6 本日の会議に付議した議案は次のとおりである。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可
について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する県への意
見の送付について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する県への意
見の送付について

議案第4号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について

議案第5号 農用地利用集積計画の決定について

議案第6号 農用地利用集積等促進計画案への意見について（その
1～その3）

7 報告事項

（1）農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理
通知書の交付について

（2）農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理
通知書の交付について

（3）利用権の中途解約に係る通知の確認について

（午後2時00分開議）

議長 それでは、ただいまより第6回農業委員会を開催いたします。

本日の出席委員は、農業委員16名中16名、推進委員15名中
13名の出席でございます。

よって、定足数に達しておりますので、会議は成立しておりますこ
とをご報告いたします。

それでは、着座して進めさせていただきます。

議長 それでは、日程1、議事録署名委員を選任したいと思いますが、
選任方法はいかがいたしましょうか。

(「議長一任」の声あり)

議長 ありがとうございます。「議長一任」ということですが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 それでは、指名をいたします。

成嶋君美委員，村越等委員，よろしくお願いいたします。

議長 次に，日程２，一般報告事項につきましては，お手元の配付資料のとおりでございますので，ご了承願います。

今月の担当は，第２調査会であります。

調査会の概要説明及び前回の巡回パトロールの報告について，大宮委員長よろしくお願いいたします。

大宮委員長 第２調査会は，去る１２月２５日，２６日，令和６年度第１０回農地調査会を実施しました。

今回の調査事案である農地法第３条３件，第４条２件，第５条１件，主たる従事者証明２件について，現地調査並びに面接調査を行いました。

次に，令和６年９月に開催された第２回総会の議案第１号から第２号までの計１３件について，巡回パトロールの結果報告を受けました。

特に問題のある案件はありませんでした。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

それでは，日程３，議事に移ります。

議案を上程いたします。

議案第１号「農地法第３条の規定による許可申請に対する許可について」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。事務局，お願いします。

(議長の指名で事務局が総括説明)

議長 ありがとうございます。

それでは、審議に入ります。

1 番から 5 番については関連しているため、一括して調査結果の報告を大宮委員長お願いいたします。

大宮委員長 1 番から 5 番についてご報告します。

調査会資料は 3 ページからになります。

本件は、●●に所在の法人である譲受人が農業経営の拡大のため、また譲渡人は経営規模縮小のため、所有権の移転に伴う許可申請です。

申請地は、●●の田●●筆、合計●●㎡で、●●、●●、●●を作付けする計画です。

譲受人の農業経営の実態については、資料のとおりです。

現地調査並びに面接調査を実施し、農地法第 3 条第 2 項の許可基準に基づき審査したところ、適正であると認め、第 2 調査会としては、許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対して、申請内容に基づき、責任を持って耕作するように伝え、その意志を確認しています。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

1 番から 5 番について何か質問はございませんか。

はい、どうぞ。

山崎委員 その譲受人の方なんですけれども、家族 4 人で従事者 3 人となっていますけれども、その内訳はどのようになっていますか。

事務局 調査会資料の 17 ページの世帯従事者の右端に従事日数が出ていまして、●●さんが従事日数 220、●●さんが従事日数 150、●●さんが従事日数 100 となっています。

山崎委員 ちょっと疑問に思うんですけども、この譲受人の代表の方は従事者じゃないと。

事務局 会社の法人として従事するということになります。●●さんの中で、具体的に従事するのが●●さん、●●さん、●●さんということになるので大丈夫です。

議長 いいですか。

山崎委員 はい。

議長 そのほかございませんか。

（「なし」の声あり）

議長 「なし」という声がありましたので、1番から5番を承認いたします。

次の審議に入ります。

6番について調査結果の報告を大宮委員長お願いいたします。

大宮委員長 6番についてご報告します。

調査会資料は18ページからになります。

本件は、●●在住の譲受人が隣接する自己所有地と一体として耕作したいため、また譲渡人は農業経営の縮小のため、所有権の移転を伴う許可申請を行うものです。

申請地は、●●の畑●●筆、合計●●㎡で、●●を作付けする計画です。

譲受人の農業経営の実態については、資料のとおりです。

現地調査並びに面接調査を実施し、農地法第3条第2項の許可基準に基づき審査したところ、適正であると認め、第2調査会としては、許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対し、申請内容に基づき、責任を持って耕作するよ

う伝え、その意志を確認しています。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

6 番について何か質問はございませんか。

どうぞ。

成嶋委員 1 番と 3 番，地目は田になっていると思うんですけども，現状はこれ雑種地になっているんですか。雑種地というのは農地じゃないよね。

事務局 登記地目が田として，農業委員会の農地台帳には農地として掲載されている状況です。そのため，今回の農地法第 3 条の申請の対象となります。

議長 はい，どうぞ。

深山委員 営農計画書の 4 番に出荷先等が明記されていません。また，国庫金の補助の関係，入金のある関係があると思うのですが，そういうのは書かないのでしょうか。

事務局 営農計画書の 4 番の部分は，新規就農の方のときに記載するものですが，今回は新規就農ではないので問題ないです。補助金に関係も記載なしで問題ないです。

議長 そのほかございませんか。はい，どうぞ。

村越委員 譲受人の方，何か事業やっているみたいなんですけれども，後継者とかはいらっしゃるんでしょうか。

大宮委員長 いないます。

村越委員 分かりました。

議長 そのほかございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がありましたので、6番を承認いたします。
次の審議に入ります。

7番について調査結果の報告を大宮委員長お願いいたします。

大宮委員長 7番についてご報告します。

調査会資料は、23ページからになります。

本件は、●●在住の譲受人が農地拡大のため、また譲渡人は譲受人の要望に応えるため、所有権の移転を伴う許可申請を行うものです。

申請地は、●●の畑●●筆●●㎡で、●●を作付けする計画です。

譲受人の農業経営の実態については、資料のとおりです。

現地調査並びに面接調査を実施し、農地法第3条第2項の許可基準に基づき審査したところ、適正であると認め、第2調査会としては、許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対し、申請内容に基づき、責任を持って耕作するように伝え、その意志を確認しています。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

7番について何か質問はございませんか。

山崎委員 農業経営の実態のところなんですけれども、ご家族のうち子供の●●さん、●●歳、会社員なんですけれども、250日従事しているということなんですけれども、何をやっているんですか。

大宮委員長 会社のほうは分かりませんが、会社へ出勤する前と帰ってきてからの仕事だそうです。

山崎委員 はい。じゃ、もう一ついいですか。

議長 はい、どうぞ。

山崎委員 営農計画書で●●となっていますけれども、種類とかも分かればちょっと教えていただきたいんですけれども。

大宮委員長 ●●といっても、●●とかを作るようなんです。四季折々でということです。

議長 よろしいですか。

山崎委員 ちょっといいですか。この場所で●●を作って260日やるというのは、本当に少しずつ作っているという感じなんでしょうか。本格的にやるような考えじゃないみたいな考え、記載なんですけれども、その点どのように見えていますか。

大宮委員長 ほかに畑が●●aほどありますので、そちらのための苗作りと解釈しています。

議長 はい、どうぞ。

坂巻洋行委員 ●●の種類はよく分からないんですけれども、結構●●はやっていて、それを委託販売とか、そういう形で販売している感じと認識しています。

議長 じゃ、既に●●は作っているということですか。

坂巻洋行委員 この方、他の畑ですでにやっていて、あわせて一律で管理するのだと思います。

議長 よろしいですか。

そのほかございませんか。
よろしいですか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がありましたので、7番を承認いたします。
議案第1号を採決いたします。
本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 ありがとうございます。
挙手全員であります。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長 次の議案に入ります。
議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に対する県への意見の送付について」を議題といたします。
総括説明を事務局に求めます。事務局，お願いします。

(議長の指名で事務局が総括説明)

議長 ありがとうございます。
それでは審議に入ります。
1番について調査結果の報告を大宮委員長お願いいたします。

大宮委員長 1番についてご報告します。
調査会資料は、28ページからになります。
本件は、貸駐車場のための転用許可申請です。
申請地は、●●の畑●●筆●●㎡です。
申請地は、市街化区域に近接し、10ha未満の区域内の農地であることから第2種農地と判断しました。
申請地の近隣の保育園から、職員及び保護者用の駐車場確保について

て申請人に要望があり，また，物件周辺の駐車場不足もあり需要が見込めることから，今回の申請に至ったものです。

計画内容は，保育園の駐車場として，職員用●●台，保護者用●●台，計●●台を整備します。東側との境界は既存フェンスをそのまま使用し，西側，南側には新たに80cmのフェンスを設置します。敷地は，10から15cmの砂利敷き，出入口部分は5cmの舗装とし，奥は転圧のみ行います。

被害防除対策として，雨水は敷地内で自然浸透します。工事期間中は，仮設ネット等で砂利などの飛散防止に努めます。また，通学時間帯は極力避けて工事を行います。

以上のとおり，現地調査並びに面接調査の結果を農地転用関係事務指針に基づき審査したところ，農地の区分ごとの許可基準である立地基準，資力・信用等による転用の実現性，周辺農地への影響等について審査する一般基準については，適正であると認め，第2調査会としては，許可相当と判断しました。

なお，申請人に対し，許可された場合は，申請内容に基づき，責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

1番について何か質問はございませんか。

どうぞ。

村越委員 奥のほうは転圧のみとありますけれども，どんな感じでしょうか。

大宮委員長 見に行った時点では，防草シートを全面に張ってありましたので，その辺は大丈夫だとは思います。

村越委員 シートはがさないでそのまま使う。

大宮委員長 手前はそこに砂利を敷くということです。

村越委員 シートはそのまま。

大宮委員長 取りあえずはそのままですね。

議長 そのほかございませんか。
はい，どうぞ。

成嶋委員 手前のほうは農地ではないんですけれども。これ，一体でやるんですか。

大宮委員長 全部一体です。

議長 そのほか。
はい，どうぞ。

山崎委員 ここに入口部分の舗装 5 c mとありますけれども，材料は何で舗装する予定ですか。

大宮委員長 アスファルト舗装です。

山崎委員 はい，分かりました。

議長 そのほか。はい，どうぞ。

村越委員 舗装，砂利敷きのところの境にフェンスか何かをつけるとのことなのですか。

大宮委員長 その土地は，道路よりも若干上がっています。

山崎委員 そのフェンス何のためにつけるのですか。出口ないでしょう，そこに。

大宮委員長 出口，こちらはありません。道路側のところしかないですね。

山崎委員 だから，そのフェンスは出ちや駄目というか，ふだんはその奥は使わないということですか。だから，そのためにフェンスをつくるのですか。

大宮委員長 真ん中は通れますよ。これ，全部塞いでいないですよ。塞いじゃったら出入りできないんで。出入口は，右側しかないんで。

村越委員 目印とかのためのフェンスですか。

事務局 職員用の駐車場●●台と，保護者用●●台ということで，手前のほうが●●台になっておりまして，こちらの手前が職員用となり，その職員用と保護者用の分けとして真ん中にフェンスがあるものと思われる。

村越委員 分かりました。

議長 そのほかございませんか。

（「なし」の声あり）

議長 「なし」という声がございましたので，1番を承認いたします。次の審議に入ります。

2番について調査結果の報告を大宮委員長お願いいたします。

大宮委員長 2番についてご報告します。

調査会資料は35ページからになります。

本件は，駐車場のための転用許可申請です。

申請地は，●●の畑●●筆●●㎡です。

申請地は，甲種・1種・3種のいずれにも該当しない生産性の低い農地であることから，第2種農地と判断しました。

申請人は、隣接地の●●の畑を所有しており、未利用地となっている申請地を整備して、畑で作業を行う際の作業車又はトラクターや自家用車などの駐車スペースとして利用したいと考え、今回の申請に至ったものです。

計画内容は、駐車場として既存地盤の上に砕石厚さ50mmの敷き込み転圧を行います。申請地の東側及び南側は単管パイプを使用して、防護柵を設置します。

被害防除対策として、雨水は自然浸透とします。工事中は、道路との境界付近に工事用防護柵、パイロン等を設置し、歩行者、車両に注意を払い施工します。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果を、農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、農地の区分ごとの許可基準である立地基準、資力・信用等による転用の実現性、周辺農地への影響等について審査する一般基準については適正であると認め、第2調査会としては、許可相当と判断しました。

なお、申請人に対し、許可された場合は、申請内容に基づき、責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

2番について何か質問はございませんか。

はい、どうぞ。

成嶋委員 この●●さんは、トラクターを持っている、作業するといふんだけど、耕作はどのくらいやっているんですか。

大宮委員長 その周りは結構大きく、ハウスとか、あと露地とかありまして、面積的にはちょっと細かく分からないですけども。

成嶋委員 どんなものを耕作しているんですか。

大宮委員長 露地のほうは分かりませんが、ハウスのほうは●●とか。一つのハウスには、鉄パイプで棚が結構あったんで、●●か

何かやっていると思います。

成嶋委員 結構な耕作面積は持っているんですね。

大宮委員長 面積はかなり持っています。

議長 そのほかございませんか。

はい，どうぞ。

岡田委員 質問じゃないんですが，今回●●㎡と，しかも作業用の，作業するときの車とかトラクターを止めるということで，碎石を敷くということなんですけれども，許可申請が必要になるんですか。普通，ちょっと畑の角に砂利敷くことなど，結構あると思うんですね。

事務局 転用用途が多様性を持っており，トラクター，農業機械のみではないということもあったので，4条申請という形になりました。

岡田委員 分かりました。

大宮委員長 その申請地の奥に仮の屋根のついたところに，トラクターとかスピードスプレーヤーとか入っていました。畑通らないと行かないみたいで，そのために，軽自動車とか，あるいはすぐ使えるトラクターを出しておくためのものだと思います。

議長 よろしいですか。

岡田委員 はい。

議長 はい，どうぞ。

山崎委員 これ，碎石敷く上で，単管パイプの柵を作る方法の碎石場も隣の農地との境は何か処理はあるんですか。例えばブロック積むとか，板で碎石の流れ止めを作るとか。

大宮委員長 両端はコンクリートでちょっと塀というか基礎みたいなのがあって、奥へは段差あるんで行かれなくて、機械などを止めるためだけに入るという感じです。

山崎委員 じゃ、単管パイプ立てる側が段差あるんですね。

大宮委員長 奥には段差があります。両方とも一応あるにはあるんですけれども。

山崎委員 一応仕切りみたいなのはあるんですね。周りに。隣にぎりぎりまでやっちゃうと流れちゃうかなと。

大宮委員長 両端も奥も全部その面積，地面よりは高い。

山崎委員 はい，分かりました。

議長 いいですか。そのほかありますか。

（「なし」の声あり）

議長 「なし」という声がございましたので，２番を承認いたします。

議案第２号を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

（挙手）

議長 ありがとうございます。

挙手全員であります。

よって，本案は原案のとおり可決されました。

議長 次の議案に入ります。

議案第３号「農地法第５条の規定による許可申請に対する県への意

見の送付について」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。事務局，お願いします。

（議長の指名で事務局が総括説明）

議長 それでは審議に入ります。

1 番から 6 番につきましては一体の事業ですので，一括して調査結果の報告を大宮委員長お願いいたします。

大宮委員長 1 番から 6 番についてご報告します。

調査会資料は 4 2 ページからになります。

本件は，使用貸借権の設定に伴う農地造成の許可申請です。

申請地は，●●の田●●筆，畑●●筆，合計●●m²です。

該当地は第 1 種農地となりますが，一時的な利用に供するために行う事業による不許可の例外と判断いたしました。

譲受人は●●で●●を営んでおり，当該地は水はけが悪く，田として耕作ができる状況ではなく，所有者から土壌改良の依頼があり，農地造成を行うため，今回の申請に至ったものです。

計画内容は，盛土による農地造成後，●●，●●，●●を栽培します。現状地盤より，●●畑は平均 3.8 m，●●畑は平均 8.3 m，●●畑は平均 4.6 m のかさ上げを行います。造成後は，高さ 30 cm，幅 90 cm の小堤を築堤し，水路は，高さ 30 cm，幅 50 cm の土側溝を設けます。工事中は，進入路に鉄板を敷き通路としますが，工事完了後は撤去します。また，境界くい及び道路・水路くいを復元します。埋立て方法は単純埋立てにより 1 m 覆土します。

被害防除対策として，雨水は築堤を設け自然浸透とします。申請地は，盛土して 30 度未満の法面を施工します。工事中は誘導員を配置し，安全に配慮し工事します。

以上のとおり，現地調査並びに面接調査の結果を，農地転用関係事務指針に基づき審査したところ，農地の区分ごとの許可基準である立地基準，資力・信用等による転用の実現性，周辺農地への影響等について審査する一般基準については適正であると認め，第 2 調査会としては，許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対し、許可された場合は、申請内容に基づき、責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

1 番から 6 番について何か質問はございませんか。

はい、どうぞ。

成嶋委員 埋立て土の発生場所はどこでしょうか。それから覆土の発生場所。

大宮委員長 流山東と印西になります。

成嶋委員 はい、分かりました。

議長 そのほかございませんか。

はい、どうぞ。

村越委員 水路というのは、真ん中にも水路あるんですか。

大宮委員長 真ん中にはなくて、両サイドです。

村越委員 この水路、残すということですか。

大宮委員長 かさ上げるんで、両側に水路を作るということです。

大塚副委員長 基本は、西側の水路を利用すると言っていました。東側、盛土として、かさ上げ状態になるらしいです。

大宮委員長 現在、水路らしい水路がないんですよ。唯一 47 ページの一番細いところの真ん中に何か小さい段が入っていますが、あれではできないと思います。とにかく今ある管では小さいということは言

ったんですけれども，結局かさ上げしたのは全部土ですので，自然浸透も当然あると思います。

村越委員 これだけ土を入れるなんていう形は，それだけ埋めちゃうと。大丈夫なんですか。

橋本委員 農業委員会なので，農地のことの判断だと思うんですけれども，水路関係は，手賀沼の土地改良区と，河川排水課など柏市が関わると思うんで，その辺の連携が取れているのかが気になります。

遠藤委員 面接のときには，排水路の説明は聞きましたけれども，この土地に関して改良区は関係外れているそうです。その代わり，山側のほうは埋め立てるそうです。手前の方は，排水路は作るそうです。

大宮委員長 上は一応築堤で，そこで自然浸透して，それがオーバーフローしたら，当然そこへ流れるんでしょうけれども，それであれば市道になるのかな，そちらの方へ通じているそうです。

橋本委員 多分農地なんで，農業委員会は，その農地の判断をすればいいだけだと思うんですよ。そこは間違いないんで，問題ないと思うんですけれども。ただ，排水路の関係が，造成した後に，オーバーフローした事例があるので，多分排水路の管理は河川排水課か土地改良区さんだと思うんですけれども，農業委員会の判断ではないような気がするんですけれども。そこが多分連携が取れていればいいんですけれども。

遠藤委員 面接のときは，申請人は，埋立ては山側は埋めますと。その手前は排水路は作りますと。そういう約束ですから，あとは巡回パトロールで農業委員の方，推進委員の方がよく見て，それを注意するのが，農業委員会の役目だと思いますよ。改良区は，ここは関係ないと，本人は言っていました。

大宮委員長 あと，造成後，高さ 30 c m，幅 90 c m の小堤を築堤

するということですから、そこでかなり吸収できるため、排水路のほうは多分現状のままではないかと思います。

橋本委員 ●●さんがやっている工事は間違いはないんですけども、結果、農道のほうにもオーバーフローしているんですよ。そういう経緯があるので、オーバーフローしたときに、誰が対応するのかという、明確にしておいたほうがいいんじゃないかなと思います。改良区や河川排水課の連携が気になります。

議長 この土地は、要するに改良区の範疇じゃないんだ。

大宮委員長 違います。

事務局 よろしければ、事務局のほうで、河川排水課に確認します。

議長 今の件は確認するということによろしいですか。

はい、そのほかございませんか。

（「なし」の声あり）

議長 「なし」という声がありましたので、1番から6番を承認いたします。

議案第3号を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

（挙手）

議長 ありがとうございます。

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長 次の議案に入ります。

議案第4号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について」

を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。事務局，お願いします。

(議長の指名で事務局が総括説明)

議長 ありがとうございました。

それでは審議に入ります。

1 番について調査結果の報告を大宮委員長お願いいたします。

大宮委員長 1 番についてご報告します。

調査会資料は 51 ページからになります。

本件は，●●在住の方が，生産緑地法第 10 条の規定に基づき，柏市へ生産緑地の買取りの申出をするための，農業の主たる従事者証明の申請です。

申請地は，●●の畑●●筆，合計●●㎡です。

申請理由は，農業経営に欠くことのできない主たる従事者が故障により，当該生産緑地をこれ以上維持管理していくことが困難になったためです。

以上のとおり，現地調査並びに面接調査を実施し，審査したところ，第 2 調査会としては，承認相当と判断しました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

1 番について何か質問はございませんか。

はい，どうぞ。

岡田委員 差し障りがなければ，この故障は何なのか教えてください。

大宮委員長 足の膝の故障だそうです。

岡田委員 膝の故障。歩けない。農業ができない。

大宮委員長 ええ，医者からは無理だということで診断書が出ているようです。

岡田委員 はい，すみません，分かりました。

議長 そのほかございませんか。はい，どうぞ。

成嶋委員 故障したのは，●●さんですか。年幾つぐらいで，何日ぐらい従事していたんでしょうか。

大宮委員長 年齢は●●歳ですね。旦那さんが●●歳。

成嶋委員 ●●さんは，従事日数というのは。

大宮委員長 事務局，分かりますか。

事務局 事務局から補足します。

●●さんは●●歳で，従事日数１９０日となります。

議長 よろしいですか。

成嶋委員 はい。

議長 そのほかございませんか。

（「なし」の声あり）

議長 「なし」という声がありましたので，１番を承認いたします。
次の審議に入ります。

２番及び３番については関連しているため，一括して調査結果の報告を大宮委員長お願いいたします。

大宮委員長 ２番及び３番についてご報告します。

調査会資料は54ページからになります。

本件は、●●在住の親子が、生産緑地法第10条の規定に基づき、柏市へ生産緑地の買取りの申出をするための、農業の主たる従事者証明の申請です。

申請地は、●●の畑●●筆、合計●●㎡です。

申請理由は、主たる従事者である申出者の夫及び父の関係にある方が死亡し、当該生産緑地をこれ以上維持管理していくことが困難になったためです。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査を実施し、審査したところ、第2調査会としては、承認相当と判断しました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

2番及び3番について何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がございましたので、2番及び3番を承認いたします。

議案第4号を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 ありがとうございます。

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長 次の議案に入ります。

議案第5号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。総括説明を事務局に求めます。事務局、お願いします。

(議長の名で事務局が総括説明)

議長 ありがとうございます。

それでは審議に入ります。

議案説明を農政課に求めます。農政課、お願いします。

農政課 それでは、ご説明させていただきます。

利用権設定の案件です。

計画番号第1番は、●●に在住の農業者が●●の田●●筆、面積●● m^2 に継続して賃貸借権を設定するもので、設定期間は10年です。

計画番号第2番は、●●に在住の農業者が●●の田●●筆、面積●● m^2 に継続して賃貸借権を設定するもので、設定期間は3年です。

計画番号第3番から第4番は、●●に在住の農業者が●●の田●●筆、●●の田●●筆、合計面積●● m^2 に継続して賃貸借権を設定するもので、設定期間は10年です。

なお、以上の計画要請の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

議案の説明がございました。

何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がございましたので、承認いたします。

議案第5号を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 ありがとうございます。

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長 次の議案に入ります。

議案第 6 号「農用地利用集積等促進計画案への意見について」その 1 からその 3 を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。事務局，お願いします。

（議長の指名で事務局が総括説明）

議長 ご苦労さまでした。

議案第 6 号その 1 につきましては，●●委員が農業委員会等に関する法律第 31 条「議事参与の制限」の規定に該当しますので，除斥を求めます。

（●●委員が退席）

議長 それでは、議案第 6 号その 1 の審議に入ります。

議案説明を農政課に求めます。農政課，お願いします。

農政課 それでは、ご説明させていただきます。

これから説明する計画番号全てが農地中間管理事業の案件で、借受者は千葉県園芸協会です。

計画番号第 1 番の千葉県園芸協会から権利の設定を受ける者は，●●に所在する農地所有適格法人で，●●の田●●筆，面積●●㎡に新規で賃借権を設定するもので，設定期間は 10 年です。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

議案の説明がございました。

その 1 について、何か質問やご意見はございませんか。

（「なし」の声あり）

議案第 6 号その 1 を採決いたします。

(举手)

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

●●委員の除斥を解除いたします。

(●●委員が着席)

議案説明を農政課に求めます。農政課、お願いします。

計画番号第２番の千葉県園芸協会から権利の設定を受ける者は、●●●に在住する農業者で、●●の田●●筆、面積●●㎡に新規で賃借権を設定するもので、設定期間は１０年です。

以上です。

議案の説明がございました。

その2について、何か質問やご意見はございませんか。

(「なし」の声あり)

議案第 6 号その 2 を採決いたします。

-25-

(举手)

議長 ありがとうございます。

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

それでは、議案第 6 号その 3 の審議に入ります。

議案説明を農政課に求めます。農政課、お願いします。

農政課 それでは、ご説明させていただきます。

計画番号第３番の千葉県園芸協会から権利の設定を受ける者は、●●に在住する農業者で、●●の田●●筆、面積●●㎡のうち●●㎡に新規で賃借権を設定するもので、設定期間は５年です。

計画番号第４番の千葉県園芸協会から権利の設定を受ける者は、●●●●に在住する農業者で、●●●●の田●●●●筆、面積●●●●㎡に新規で賃借権を設定するもので、設定期間は１０年です。

計画番号第５番の千葉県園芸協会から権利の設定を受ける者は、●●に在住する農業者で、●●の畑●●筆、合計面積●●㎡に新規で賃借権を設定するもので、設定期間は１０年です。

なお、以上の計画要請の内容は、従事日数など、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の各要件を満たしております。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

議案の説明がございました。

その3について、何か質問やご意見はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がありましたので、その３を承認いたします。

議案第 6 号その 3 を採決いたします。

本案を原案のとおりとして、意見なしとして賛成する農業委員の方

の挙手を願います。

(挙手)

議長 ありがとうございます。

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

それでは、議案第6号が終了しましたので、農政課の方は退席されて結構です。ご苦勞さまでした。

(農政課職員退席)

議長 以上で、本日の議案審議は終了いたしました。

議長 次に、報告事項がございますので、一括して事務局に説明を求めます。事務局、お願いします。

(議長の指名で事務局が報告事項について説明)

議長 ありがとうございます。

いずれも報告事項でございますので、ご了解を得たいと思います。

今後の予定を申し上げます。

2月3日月曜日、2月4日火曜日が調査会で、2月3日は午前9時から、2月4日は午後1時からです。場所は、両日ともにこの分室3の2階、第4会議室で行う予定です。

担当は、農地第3調査会です。

2月7日金曜日、午後2時からが総会で、場所はこの分室3の2階、第4会議室で行う予定です。

これをもちまして、第6回柏市農業委員会総会を閉会いたします。

慎重審議ありがとうございました。

(午後3時20分閉会)